

# 韓国における更生保護事業の特色と刑事政策的意義(一)

太田達也

- 一 研究の意義
- 二 歴史的沿革
  - 1 免囚保護事業時代(一九二〇年～一九四一年)
  - 2 朝鮮司法保護事業令時代(一九四二年～一九六〇年)
  - 3 更生保護法時代・前期(一九六〇年代・七〇年代)
  - 4 更生保護法時代・後期(一九八〇年代・九〇年代)
  - 5 保護観察等に関する法律時代(一九九五年～現在)
- 三 更生保護事業の法的根拠と概要
  - 1 目的
  - 2 対象者と要件
  - 3 更生保護の実施主体
  - 4 更生保護の措置
  - 5 申請及び措置の実施
- 四 韓国更生保護公団の事業概要と特色
- 五 更生保護事業者の概要と活動内容
- 六 日本の更生保護事業に対する刑事政策的意義(七七卷七号掲載予定)

(以上、本号)

## 一 研究の意義

少子高齢化の進行に加え、近年の経済不況により、刑事手続の対象となった後も社会の中で一定の保護を必要とする犯罪者が増加していることから、社会内処遇又は中間処遇としての更生保護事業の重要性が増している。<sup>(1)</sup> 更生保護事業は、自活能力を欠く犯罪者にとって、その社会復帰を左右する生命線であると言っても過言ではない。しかし、我が国の更生保護事業を担う更生保護施設の多くは小規模で運営基盤も弱く、事業も宿泊提供と就労支援に留まり積極的な処遇施設へと踏み出せないところもあることから、トータル・プランの一環としてのステップアップ・プロジェクトに始まり、現在は、更生保護施設の処遇開発と職員養成事業が進められている。<sup>(2)</sup>

更生保護事業の在り方を検討するにあたっては、我が国の司法制度や福祉制度を始め、犯罪情勢や社会事情など諸々の状況を考慮しながら独自の内容を追求する必要があることは勿論であるが、様々な施策や工夫を重ねている海外の制度を参照することも重要であろう。特に、韓国の更生保護事業は、戦前、日本の免囚保護事業と密接な関わりの中で出発しながらも、戦後は独自の立法と改革を通じて、日本の更生保護会が辿った軌跡とは異なる方向へ変化を遂げるとともに、社会内処遇の一環として大きく発展するに至っていることから、我が国における更生保護事業の将来を考えるにあたって大いに参考になるものと思われる。同じ起源をもつ制度がどのような変化・発展し、どのような成果を挙げているかを知るとともに、現在抱える問題や課題に向けてどのような取り組みを行っているかを分析することは、社会的背景や制度的素地の全く異なる国の制度を比較するよりも遙かに意義深く、刑事政策的にも有用な作業であろう。アジアの刑事司法を研究する意義がここにある。

しかしながら、韓国においてさえ更生保護事業に関する研究の蓄積は必ずしも多いとは言えず、<sup>(3)</sup> 外部機関による実態調査も極めて限られている。<sup>(4)</sup> そこで、二〇〇二年四月から二〇〇四年五月までの間に韓国に所在する更

生保護公団本部並びに一七の支部・出張所のうち一四の施設と、公団に属さない更生保護団体のなかで最大規模の事業を誇る社団法人タマン宣教会の訪問調査を行った。本稿は、当該調査の結果に基づいて韓国の更生保護事業の現状を分析し、その特色を明らかにすることにより、我が国の更生保護事業に対する刑事政策的意義を検討しようとするものである。<sup>(5)</sup><sup>(6)</sup>

なお、韓国では更生保護という概念を更生保護事業としての活動に限定して用い、我が国のように保護観察を含めた社会内処遇全般を指す用語として用いることは決してないので注意を要する。本稿でも単に更生保護と言った場合、更生保護の事業又は措置を意味するものとする。

## 二 歴史的沿革

韓国の更生保護事業は、その歴史的経緯を正確に把握せずには理解することができないと言っても過言ではないほど、過去の変革が大きな意味をもっている。そこで、現状分析に入る前に、韓国における更生保護事業の歴史的沿革をやや詳細に見ておくことにする。その際、更生保護事業の展開を以下の五つの時代に区分して、その変遷を辿っていくのが相応しいように思われる。

- 1 免囚保護事業時代（一九一〇年～一九四一年）
- 2 朝鮮司法保護事業令時代（一九四二年～一九六〇年）
- 3 更生保護法時代・前期（一九六〇年代・七〇年代）
- 4 更生保護法時代・後期（一九八〇年代・九〇年代）
- 5 保護観察等に関する法律時代（一九九五年～現在）

一九九五年以降は現行の制度であり、本稿の第三章以下で詳しく分析する予定であるから、本章では、免囚保護事業の創設期から更生保護法の時代までを中心に更生保護事業の歴史を概観することにした。特に、朝鮮司法保護事業令の時代については、朝鮮総督府及び朝鮮司法保護事業関係の資料に基づいて、その歴史の一端を瞥見することにする。

### 1 免囚保護事業時代（一九一〇年～一九四一年）

韓国における更生保護事業の歴史は、朝鮮半島に対する日本の植民地支配と相即不離の関係にある。日本政府による韓国併合が行われた一九一〇年、京城（現在のソウル）監獄仁川分監の教誨活動に従事していた浄土宗僧侶の大島元端が独力で釈放者のための保護施設を設けて事業を開始したのが朝鮮半島における更生保護事業の濫觴であって、このとき設けられた施設が仁川救護院である。<sup>(7)</sup>翌一年には光州と清州に、更に一二年には京城、春川、大邱、釜山、群山などで保護会が順次設立されている。当時の保護団体は監獄（以下、刑務所と称する）の職員規約に基づき、典獄（以下、刑務所長と称する）を代表とし、民間篤志家の協力を得て発足したとされ、一九二五年当時でも、団体の大半が予算不足から専任職員を置くことができず、刑務所の職員が公務の傍ら事業の事務を行っていたという。<sup>(9)</sup>当時の刑務所は、一九〇九年に韓国統監府が、そして一九一〇年から朝鮮総督府が管掌していたことから、<sup>(10)</sup>朝鮮半島における更生保護事業は日本の植民地支配という不幸な歴史的事実のなかで出発したことになる。

当時、更生保護事業は一般に免囚保護事業又は釈放者保護事業と呼ばれたが、各団体の名称は、保護会を始め、救護院など様々であった。朝鮮総督府の統計資料によれば、一九一一年の刑務所出所者五、五六七名（釈放者と刑の執行停止者）のうち四四八名に対し釈放時保護を実施している。<sup>(11)</sup>しかし、ここでいう釈放者保護は、刑務所、

警察署、保護会、社会事業団体、篤志家などによる保護活動全体を指しており、同資料には保護会による交通費・衣類・通信費の支給は僅か三三名であったということが記されているだけで、身元引受は社会事業団体の総数でも一四名であったということしか知ることができない。しかし、保護実績は徐々に増加し、一九一六年の統計では、釈放時保護人員四、三〇二名中、保護会等への引渡一六八名、保護会による交通費・衣類・通信費等支給六四三名となっている<sup>(12)</sup>。また、この年度の統計からは免囚保護事業の統計が独立して計上されるようになり、それによれば、当時、免囚保護団体は、京城救護会、仁川救護院、公州慣業院、忠北有隣会、鎮南浦獎善院、大邱常成会、釜山保護園、晋州扶掖館のほか、春川・咸興・元山・清津・平壤・平北・海州・馬山・光州・木浦・全州・群山保護会の二〇団体が設置されていたことがわかる。実績も、一九一六年の新規継続保護人員が二四一名であるのに対し、一時的保護は、職業紹介二九名、衣類・旅費の支給九六五名、療養・宿泊一三六名、職業道具等支給三七四名、その他三〇五名の一、八〇九名となっている<sup>(13)</sup>。釈放者保護の統計と免囚保護事業の統計に齟齬が見られるのは、前者が刑務所側の統計であり、後者が保護会側の統計であるからであろう。

その後、保護団体は増減を繰り返し、一九二九年から三二年にかけては二七の団体を数えることもあったが、一九三五年の時点では、京城救護会・開城大成会(京畿道)、清津済成会(咸鏡北道)、咸興博仁会・元山陽報会(咸鏡南道)、新義州自制会(平安北道)、平壤有恒会・鎮南浦獎善院(平安南道)、金山浦善隣会・海州済美会・瑞興保全会(黄海道)、春川同胞会(江原道)、忠北有隣会(忠清北道)、公州慣業院・大田自強会(忠清南道)、安東辛酉博愛会・大邱常成会・金泉尚善会(慶尚北道)、釜山輔成会・馬山更生会・晋州扶掖館(慶尚南道)、光州有隣会・木浦成美会・濟州成美会(全羅南道)、群山誠之会・全州有終会(全羅北道)の二六団体が活動をしている(道名・地名は当時のもの)<sup>(15)</sup>。開城、清津、咸興、元山、新義州、平壤、鎮南浦、金山浦、海州、瑞興は、現在の朝鮮民主主義人民共和国の地に当たる。また、保護団体のうち、元山、鎮南浦、金山浦、瑞興、安東、馬山、晋

州、濟州を除く一八団体が財団法人であった。また、主管の氏名から判断する限りでは、二六団体のうち、開城、大田、忠北、海州、瑞興、安東、全州の七団体を除く一九団体が日本内地の出身者によって運営されている。また、これらの保護団体は道知事を会長とし、内務部長、警察部長、裁判所長、刑務所長、検事などを理事に囑託していたことから、公的な組織としての側面を有していたとされる。<sup>(16)</sup>

当時、保護事業の対象は刑務所から満期出獄や仮出獄した者が中心であったが、このほかにも、刑の執行猶予や起訴猶予、訓戒放免の処分を受けた者も事業の対象とされ、刑務所、検事局、警察署からの依頼や本人からの申請に基づいて実施していた。そのため、一九三〇年頃には既に免囚保護や釈放者保護に代えて司法保護の用語が用いられるようになっていた。<sup>(17)</sup> 事業の内容は一時的保護と継続保護に大別され、一時的保護は、帰住旅費・衣類その他金品の給・貸与や職業紹介・開業助成などを行うのに対し、継続保護は、保護団体の施設に宿泊させながら内外において就労に従事する直接保護と、社会で生活しながら、訪問や通信などの方法で職業紹介や開業助成などを行う間接保護から成っていた<sup>(18)</sup>。このうちの間接保護は、後の観察保護制度を通じて、保護観察制度へと発展することになる。朝鮮半島における刑務所からの年間釈放人員（刑事被告人を含む）が二万人台の時代にあつて、保護団体による保護人員は、一時的保護と継続保護を含めると、一万数千人規模に及んでいたとされ<sup>(表1)</sup><sup>(19)</sup>、この頃までには保護団体による釈放者保護事業が既に相当活発であったことを伺うことができる。また、朝鮮総督府統計年報でも、一九三八年で約一万六、〇〇〇人の者が保護の対象となつている<sup>(表2)</sup><sup>(20)</sup>。しかし、こうした保護人員の増加のため、保護団体の財政事情は厳しかったことが指摘されている。<sup>(21)</sup> 一九一三年五月には早くも免囚保護事業補助金制度が創設され、当初は年間五、〇〇〇円が交付され、一九四〇年までに年間六万三、二二三円に増額されているが、一九三四年における保護団体全体の会計状況を見ると、収入総額一六万四、三九四円のうち補助金は一二・六％の二万六九一円に止まつており、会費や寄付金も八％の一萬三、二



表 1 司法保護事業の状況 (1930年代前半)

単位：名

年度	釈放人員	保護人員	比率
1930	30,134	9,811	32.6%
1931	26,306	12,122	46.1%
1932	26,991	11,726	43.4%
1933	25,370	12,720	50.1%
1934	23,538	13,527	57.5%

資料：朝鮮総督府法務局行刑課『司法保護事業に就て』(1935)。

注 1：釈放人員には受刑者と刑事被告人を含む。

注 2：1934年の釈放人員中、受刑者は18,553名で刑事被告人は4,985名である。

表 2 司法保護事業の状況 (1938年)

単位：名

総計	直接保護				間接保護			
	計	会内就業	会外就業	就業不能	計	独立生計	他家に 雇われ中	その他 寄食中
15,599 (678)	876(44)	242(16)	598(26)	36(2)	2,382(62)	1,564(21)	463(13)	355(28)
	一時的保護							
	計	職業紹介	衣類・旅 費支給	療養・ 宿泊	職業その他用 物品支給	親族等の 下迄同伴	停車場等 迄同伴	その他
12,341(572)	401(31)	2,092(174)	734(92)	104(-)	471(25)	5,359(137)	3,180(113)	

資料：朝鮮総督府編『昭和13年朝鮮総督府統計年報』(1940)。

注：括弧内は女性の数。

○一円に過ぎない。このため、各保護団  
体においては対象者を利用して種々の作  
業を経営し、事業収入をもって予算に当  
てるような状況であり、一九三四年には  
事業収入が収入総額の約半分にも及んで  
いた。

一九三六年、日本において思想犯保護  
観察法が公布・施行されると、その条項  
の一部を除外したものが朝鮮思想犯保護  
観察令（一九三六年制令第一六号）として  
朝鮮半島においても施行され、京城、咸  
興、清津、平壤、新義州、大邱、光州の  
七箇所<sup>(23)</sup>に保護観察所が設置された。思想  
犯保護司の制度も導入されたが、保護団  
体も一般の保護対象と並んで、思想犯の  
保護観察の一端を担う結果となった。

## 2 朝鮮司法保護事業令時代(一九四二年～一九六〇年)

日本で司法保護事業法が制定されてから三年後の一九四二年、朝鮮総督府により朝鮮司法保護事業令(制令第九号)および朝鮮司法保護委員令(勅令第一九三号)が制定・施行された。これにより朝鮮半島における司法保護事業に初めて法的根拠が与えられると同時に、司法保護事業が認可制となり(朝鮮司法保護事業令第三条)、政府(朝鮮総督)の監督・指示(第四条)や奨励金(第七条)も法定されるに至った。司法保護事業の対象者も、起訴猶予者、刑の執行猶予者・執行停止者・執行免除者・執行終了者、仮出獄中の者、保護処分少年(朝鮮少年令に拠る)に定められた(第一条)。

司法保護事業の目的は、「性格ノ陶冶、生業ノ助成其ノ他適當ノ處置」によつて「本人ガ更ニ罪ヲ犯スノ危険防止シ之ヲシテ進ンデ臣民ノ本分ヲ恪守セシムル」ことであり(第二条)、具体的には「本人ノ性格ノ陶冶及生活ノ安定」を通じて行われるものとされた。「性格ノ陶冶」は、心身の鍛練による性情の改善と徳性の涵養をなし、「生活ノ安定」は環境の調整、生活の扶助及び生業の助成を行うものである(朝鮮司法保護規則第二条)。なお、環境の調整は「本人ヲ親族其ノ他保護者、隣保及被害者ト融和セシムルコトニ依リ之ヲ為スベシ」とされており(同第三条一項)、犯罪被害者との調停・和解が司法保護事業の一環とされていたことは被害者学的見地から興味深い。

保護の種類には、対象者に帰住先がない場合その他保護上特に必要ある場合に一定の施設に収容し、教育、授産その他社会生活に必要な訓練を施すなど継続して輔導を行う収容保護、一定の住居がある場合に、その住居に居住させながら、面接、通信その他の方法により継続して輔導を行う観察保護、応急の保護を行う必要がある場合に、帰住の斡旋、金品の給・貸与等の方法により一時的に輔導を行う一時保護の三つがあった(同第五条乃至第九条)。このうち、認可を受けた司法保護団体が収容保護と一時保護を担当し、観察保護は後述する司法保護

委員が担うものとされた(同第一〇条)。

司法保護団体は、概念上、保護事業を行う直接保護団体と、保護事業に關し直接保護団体の指導・連絡・助成を行う指導助成団体に分かれ、直接保護団体は更に成人対象者の保護を行う一般保護団体、少年対象者に対する保護を行う少年保護団体、それに朝鮮思想犯保護觀察令による保護觀察対象者に対する保護を行う思想保護団体に区分された(同第一四條乃至第一五條、第二三條)。司法保護団体は、実際には司法保護会と称せられ、当時の設置状況については、直接保護団体が京城、光州、釜山、清州、全州といった地方檢察庁毎に一七団体が、指導助成団体としての司法保護事業助成会が京城、大邱、光州の三箇所に設置されていたとする資料もあるが、戦時中のことでもあり、詳しい設置状況や運用状況については明らかでない<sup>(25)</sup>。

他方、朝鮮司法保護委員令により朝鮮司法保護委員の制度が設けられ(以下、単に司法保護委員という)、朝鮮總督が選任・監督する司法保護委員が、面接や通信などの方法によって司法保護対象者の性行や境遇を調査するとともに、性格の矯正や生活の安定を図る觀察保護を担当することになった(朝鮮司法保護委員令第二條)。当時、司法保護委員の定員は三、〇〇〇余名であったとされる<sup>(26)</sup>。司法保護委員は保護区と呼ばれる管轄地域において職務にあつたが(同第四條)、保護区毎に区司法保護委員会が組織され、司法保護委員の担当区域や保護担当者の決定、保護の解除などの業務に当たっていた(朝鮮司法保護規則第二九條・第三三條)。さらに、地方法院管轄毎に朝鮮司法保護委員会が置かれ、保護の通知、司法保護委員の指導や研修、区司法保護委員会の連絡その他の業務を行っていた(朝鮮司法保護委員令第五條・第六條)。会長は地方法院檢察局の檢察正が兼務し、委員は管轄内の司法保護委員の中から選任されていた。周知の通り、司法保護委員は我が国の保護司の前身であるが、韓国では更生保護委員を経て犯罪予防自願奉仕委員へと変化を遂げていくことになる。

司法保護は、起訴猶予者と執行猶予者は檢察事が、刑の執行停止者・執行免除者・執行終了者と仮出獄中の者は

表 3 - I 司法保護会の活動状況：収容保護（1957年）

単位：名

収容保護人員			収容保護解除人員								年末収容	延べ収容
繰越人員	新規人員	計	保護者引渡	帰住	入營	無断退去	再犯	死亡	その他	計	保護人員	保護人員
310	1,101	1,411	96	970	15	39	8	8	48	1,184	227	81,339

表 3 - II 司法保護会の活動状況：一時保護（1957年）

単位：名

実人員	取扱件数								計
	旅費支給	被服支給	斡旋紹介	給食	起業助成	一時宿泊	その他	環境調整	
5,122	3,362	1,175	404	3,586	99	2,162	1,149	906	12,843

資料：법무부 『법무백서단기4290』 (1958)。

注：但し、資料によると、水原司法保護会は、同年度、収容保護の実績がなく、一時保護のみとなっている。

刑務所長が、一時保護・収容保護の必要があるときは司法保護団体へ通知し、観察保護の必要があるときは司法保護委員会へ通知することにより開始する形が取られていた（朝鮮司法保護規則第四六条・第五條）。しかし、当時の司法保護団体や司法保護委員の体制には限りがあったことから、朝鮮司法保護事業令や司法保護委員会が施行された一九四二年の八月二六日付の法務局長通牒により、改悛の情があり、保護の効果が確実に期待できる者といった保護の要件が定められ、司法保護の対象に一定の制限が加えられている。<sup>(27)</sup>

第二次世界大戦の終結により日本の植民地支配が終わった後も植民地立法たる司法保護事業令や司法保護委員会が適用され、司法保護団体は財団法人として事業を継続したが、間もなく朝鮮戦争（一九五〇年～一九五三年）により事業は中断され、司法保護団体の施設も多大な被害を被る結果となった。<sup>(28)</sup> 休戦成立後、国庫補助金により朝鮮戦争で破壊された施設の復旧が進められる一方、授産場や農地などの新設や拡張が行われている。<sup>(29)</sup> 一九五七年の時点でソウル、仁川、水原、春川、清州、大田、光州、大邱、金泉、安東、釜山、馬山、晋州、全州、群山、光州、木浦に一七の司法保護会が置かれ、司法保護委員会はソウル、大田、大邱、釜山、春川の各地方検察庁内に置かれていた。当時の一時保護及び収容保護の実績は表 3 の通りである。<sup>(30)</sup>

## 3 更生保護法時代・前期（一九六〇年代・七〇年代）

朝鮮戦争後、韓国の社会構造や地域情勢に応じた更生保護事業を確立し、事業の活性化を図る必要から関連法制定の機運が高まっていたところ、朴正熙大統領による軍事革命政府が樹立されると、旧法令整備政策の一環として、一九六一年九月三〇日に更生保護法（法律第七三〇号）が制定されるに至った。<sup>31</sup>これが韓国政府の手による初の更生保護事業立法であるが、これによって司法保護会や司法保護委員会が解散となり、ソウル特別市と各道に八つの更生保護会が設置されるに至った。同法は、就労による自活独立を更生保護事業の基本路線とし（第四条）、企業主への雇用依頼（第一五条）、雇用主に対する身元保証（第一六条）、雇用主による保証金積立（第一七条・第一八条）、差別待遇の禁止・同一職分同一条件の原則（第一八条）など更生保護対象者の雇用促進を図るための方策を導入したほか、国民の更生保護事業に対する協力義務についても定めを置いていた（第二条）。

保護の対象者については、司法保護事業令で対象とされていた刑の執行停止者と保護処分少年が外れる一方、宣告猶予者が加わり（第一条）、業務内容としては、就業斡旋・職業輔導や短期宿泊などの直接保護と共に、思想犯を含む再犯の可能性の高い対象者に対する観察保護の制度が維持され、共に更生保護会の業務とされた（第五条）。しかし、更生保護会は専ら更生保護事業の行政事務を担当し、実際の保護業務は更生保護会の下に設置される更生保護所が担当していた（第一条）。更生保護所は一七箇所の刑務所所在地に置かれ、このうち一級保護所は、観察保護、直接保護及び収益事業に関する業務を管掌し、二級保護所は、観察保護と、直接保護のうち收容保護と付設作業場での就業を除いた業務を担っていた（一九六一年更生保護法施行令第九条）。

更生保護法施行後も実質的な事業内容は旧法下のものと大同小異で、観察保護も任意的なものであるため効果性がなかったとも言われるが、<sup>32</sup>宿泊と食事の提供に止まっていた保護方法を勤労による自活独立に向けた経済基盤の構築へと転換し、身元保証、保証金積立、保護会の雇用主に対する損害賠償（同第一五条）など就労を促進

するための制度を設けたという点では評価されている。<sup>(33)</sup> 一方、更生保護法の施行下において、全国八つの更生保護会を総括し、更生保護事業の指導・育成の役割を担う中央更生保護指導会が中央に設置されているが、その会長は法務部長官が、専務理事は検察局長が兼務するなど、官製的なものであったことから、その役割の限界も指摘されている。<sup>(34)</sup> 因みに、更生保護法は、民間篤志家にも更生保護事業を目的とする法人の設立を認めているもの(第二〇条乃至第二二条)、事業の中心は国家が業務を指揮監督する更生保護会であり、法律の条文も他の事業者を念頭においていないと思われるものが多い。

二年後の一九六三年二月二三日には、早くも更生保護法の一部改正(法律第一二七六号)が行われている。この改正により、法務部長官の監督下に単一の法人たる更生保護会が設けられ、ソウル特別市、釜山市、各道に所在していた八つの更生保護会は全てこの更生保護会の支部に編入されることとなった(第六条)。また、法務部長官が指定する九つの矯導所(刑務所)所在地には保護会支所が置かれ、直接保護や事業場・職業輔導所の運営は専らこの支所が行い、支部は事業の運営に関する指揮監督及び調整を中心に行うものとされていた(第八条)。

更生保護事業の内容については、対象に少年院退院者や仮退院者が追加されたほか(第一条七号)、司法保護委員の流れを汲むものとして更生保護委員の制度が新設された。更生保護委員は、民間篤志家の中から支部長の推薦により法務部長官が委嘱し、所属支部長の指導監督の下で観察保護を担当するものとされたが、任期は二年で再任は一回に限られていた(第六条の三)。観察保護も、六三年の更生保護法改正に伴う更生保護法施行令の改正により(一九六三年閣令第一二六六号)、その期間は原則として二年以内と定められ(第一条八項)、依然として思想犯監視に関する規定は残されていたもの(同第四項)、実務では一般犯罪者に対する更生保護として行われるようになっていたとされる。<sup>(35)</sup> この観察保護は、更生保護事業の一環でありながら、宿泊を伴わず、通信や面接、訪問などの形で対象者の指導を行うものであったため、当時、本格的な保護観察制度のなかった韓国ではこれを

任意的な保護観察制度として捉える傾向があり、これが八〇年代の更生保護会による保護観察の試験実施を経て、保護観察所による保護観察へと発展していくことになる。

しかし、やはり六三年の法改正で何よりも重要なのは韓国の更生保護会が単一の組織に総合されたということであろう。韓国の更生保護会は、この後、韓国更生保護公団へと発展を遂げていく訳であるが、組織的・体系的な更生保護事業の礎を築いたという意味で六三年の改正は画期的であり、戦後も更生保護会毎に独立して事業を進めていった我が国の更生保護事業との大きな岐路となる改革であったということが出来る。

#### 4 更生保護法時代・後期（一九八〇年代・九〇年代）

一九八〇年代には、更生保護会の組織・業務面で大きな変革が見られる。まず、一九八一年には法務部に保護局が新設されたことに伴い、それまで矯正局の所管とされていた保護会関連の事務が保護局に移管されている。支部も一九七一年に済州に新設されたのが最後となっていたが、八〇年代には水原支部（一九八二年）、仁川支部・馬山支部（一九八七年）が新たに設置されている。

しかし、八〇年代における最大の変革は、更生保護会による保護観察の一時的な実施であったと言える。当時、韓国では、少年法や社会安全法に基づき部分的に保護観察が行われていたものの（後者は保安処分）、本格的な保護観察制度が導入されていなかったことから、その準備段階として、一九八三年一月より、まず矯正所の仮釈放者を対象とした試験的な保護観察業務が開始されている<sup>37)</sup>。その保護観察業務を担当したのが更生保護会であり、まず釜山支部が担当支部とされたが、同年九月には大田と全州支部が加わり、翌八四年三月から全国に拡大されると共に、一九八四年九月からは少年院からの仮退院者も対象とされるに至った。

当時の保護観察は、更生保護法上の観察保護を利用したものである<sup>38)</sup>。受刑者については応当日を経過した者の

表 4 - I 更生保護委員の職業別人員 (1984年 2 月 1 日当時)

単位：名

法曹	公務員	会社員	宗教家	商業	農業	医師	司法・行政書士	教員	工業	その他	計
184	44	573	263	414	263	211	35	63	17	411	2,478

表 4 - II 更生保護委員の年齢別人員 (1984年 2 月 1 日当時)

単位：名

30歳以下	40歳未満	50歳未満	60歳未満	70歳未満	70歳以上	計
7	244	1,030	809	347	41	2,478

資料：金秀吉「우리 나라 更生保護에 관한 研究」 제주대논문집(사회과학편)20집(1985) 15면。

うち保護観察が適当と思われる者の名簿を更生保護会の支部長に通報すると、まず支部長は更生保護会職員又は更生保護委員を指定して、名簿の中で保護観察が必要と認められる者の仮釈放の審査に必要な事項を調査し、報告書を提出する。仮釈放審査委員会を経て法務部長官により仮釈放の許可決定がなされると、支部長が保護観察を担当する更生保護委員を選定し、仮釈放対象者については観察保護の申請があったものと見なし、仮釈放と同時に観察保護の決定を行い、保護観察を実施するものとされていた。少年院在所者についても、大凡類似の手續が取られる。保護観察期間は、仮釈放者については残刑期間、少年院仮退院者については仮退院期間である。保護観察においては、担当更生保護委員が月一回以上対象者との通信や面談によって遵守事項の遵守を確認し、精神的な指導・教化を行うとともに、必要に応じて、就業支援、職業訓練、起業資金の支給、福祉団体や篤志家への委託・斡旋などの支援を行うものとされていた。遵守事項違反の場合、仮釈放や仮退院の取消も可能であった。

実際に保護観察(観察保護)を担当した更生保護委員は、一九八四年二月一日の段階で、二、〇〇〇名の定員に対し、二、四七八名が委嘱されており、その職業や年齢構成は表 4 のようになっている。<sup>(39)</sup> また犯罪白書によれば、同年の八月二四日には更生保護委員数が四、七七七名<sup>(40)</sup>、年末で五、四〇一名となっていることから、<sup>(41)</sup> 短期間に更生保護委員が増加している様子が伺える。組織化も進み、保護観察の試験運用が開始された一九八三年には支部別に更生保護委員

連合会が、また一九九〇年には全国更生保護委員中央会が結成されている。<sup>(42)</sup>この頃には、更生保護委員の総数は一万人を超えるまでになっている。<sup>(43)</sup>

さらに、一九八六年に行われた更生保護法全面改正では、更生保護委員の任期が三年に延び、再任も可能となった(第一七条二項)。また、少年法による保護観察処分や委託処分に付された少年と共に、一九八〇年に制定された社会保護法(法律第三二八六号)に基づき保安処分たる保護監護及び治療監護の終了者又は仮出所者も更生保護事業の対象に含められた(第三条五号・七号)。さらに、従来の更生保護事業に対する国民の協力義務規定に加え、国家及び地方自治団体の更生保護事業の育成に対する責任が明文化されたことは(第四条一項)、従来からの補助金や免税措置などの実務を追認したものは言え、大きな前進であったに違いない。なお、六一年法以来規定されていた雇用依頼、身元保証、保証金積立、差別待遇の禁止などの規定は全て廃止された。

このように一九八〇年代は、更生保護会にとって、更生保護事業のみならず、保護観察業務をも担当した時代として特徴付けられる。しかし、一九八八年に保護観察法(法律第四〇五九号)が制定され、保護観察所が設置されたのに伴い、更生保護会が管掌する保護観察業務は保護観察所に移管され、保護観察は保護観察官と新たに設けられた民間ボランティアの保護委員が担当することとなった。一九八九年末の時点で、三、三一八名の保護委員が委嘱されている。<sup>(44)</sup>

しかし、当時の保護観察法による保護観察は少年のみを対象とするものであったこともあり、保護観察法制定後も更生保護事業としての観察保護の制度は残り、一九九一年の更生保護法一部改正においても観察保護や更生保護委員の規定は維持されている。従って、更生保護法の施行末期においては、更生保護法による観察保護と保護観察法上の保護観察が併存していたことになる。もともと、保護観察法が施行され、保護観察業務が保護観察所に移管した後の観察保護が実質的な保護観察としての役割を担っていたとは考えにくく、むしろ従来の更生保

表 5 更生保護会による保護観察の試験実施と観察保護の状況

年度	保護観察試験実施					観察保護
	開始人員			終了人員	現員	保護人員
	計	事前調査を経て開始	事前調査を経ず開始			
1983	701(-)	383(-)	318(-)	701(-)	-(-)	3,231
1984	1,724(296)	1,084(144)	640(152)	1,724(-)	-(-)	3,997
1985	2,557(1,530)	1,759(827)	798(703)	2,534(1,530)	23(-)	5,239
1986	2,935(1,574)	2,195(1,048)	740(526)	1,610(867)	1,325(707)	5,669
1987	2,882(1,662)	2,214(1,082)	668(580)	1,492(946)	1,390(716)	6,130
1988	2,313(1,311)	1,784(853)	529(458)	1,075(633)	1,238(678)	5,876
1989	1,403(458)	1,273(347)	130(111)	828(407)	575(51)	5,590
1990	保護観察法に基づく保護観察の実施(1989年7月1日施行) 保護観察所が所管					5,230
1991						5,136
1992						5,176
1993						5,077
1994						4,148

資料：法務研修院『犯罪白書1985』（1985）、『犯罪白書1990』（1990）、『犯罪白書1996』（1996）。

注：括弧内は仮退院者。

護事業の一環として行われていたと見る方が自然であろう<sup>(45)</sup>。因みに、保護観察の試験運用開始から保護観察法施行前後までの保護観察の運用状況と観察保護の実績を比較したものが表5である。

なお、この観察保護と保護観察の複雑な関係とは別に、保護観察法は保護観察対象者に対する援護や応急救護の措置を定めるに至り（第三九条・第四〇条）、必要がある場合には、保護観察所長が、国公立機関のほか、更生保護会に收容保護その他の援助又は協力を要請することができるものとされ（第四一条）、保護観察と更生保護事業の連携に関する規定も整備されている。

以上の一九六〇年代から保護観察等に関する法律が成立する一九九五年前までの更生保護会による更生保護事業の運用状況を表6にまとめておく。

表 6 更生保護会による更生保護事業の状況

年度	宿泊提供	職業訓練	就業斡旋	旅費支給	起業助成	観察保護
1963	976			13,024		1,068
64	655		548	13,463		3,004
65	416		513	12,910		1,963
66	486		1,535	13,277		2,638
67	577		1,346	12,645		1,318
68	786		1,617	14,723	451	6,112
69	754		1,888	15,640	476	7,690
1970	848		1,125	14,892	465	7,447
71	718		2,591	15,161	449	4,851
72	683		1,440	16,315	261	4,522
73	743		2,079	16,382	149	2,537
74	682		2,280	16,349	224	3,630
75	722		2,424	14,911	288	3,299
76	810		400	11,249	512	2,628
77	870		616	10,571	1,517	3,275
78	869	88	873	8,650	1,468	2,505
79	1,050	108	745	8,664	1,484	2,392
1980	915	59	902	7,234	1,759	3,762
81	1,039	97	1,011	6,763	1,803	3,560
82	1,319	323	1,216	9,201	2,190	3,457
83	1,357	385	1,474	9,119	2,184	3,231
84	1,370	439	1,509	10,792	2,484	3,997
85	1,674	726	1,692	11,313	2,623	5,239
86	1,732	728	1,746	10,322	2,567	5,669
87	1,564	687	2,204	9,006	2,560	6,130
88	1,694	708	2,471	10,478	2,675	5,876
89	2,297	883	2,651	11,505	2,879	5,590
1990	2,220	982	2,907	10,721	2,846	5,230
91	2,000	777	2,983	10,979	2,714	5,136
92	1,874	777	2,933	10,712	2,712	5,176
93	1,904	787	3,059	10,590	2,749	5,077
94	1,958	769	3,033	10,376	2,718	4,148

資料：김정희 「한국更生보호공단의 발자취를 찾아서 제 2부 : 갱생보호회 이후부터 현재까지」 갱생보호23호(2001)9면。

5 保護観察等に関する法律時代（一九九五年）現在

統一的・体系的な社会内処遇制度を構築すると共に、保護観察業務と更生保護事業との役割分担を明確にするため、一九九五年、それまでの保護観察法と更生保護法を統合し、新たに保護観察等に関する法律（法律第四九三三号）が制定された。同法は、保護観察機関や保護観察業務と並んで、更生保護事業に関する章を設けているが、更生保護に関する最大の改正点は、従来の更生保護会を韓国更生保護公団という公益法人に改組したことにある。法務部長官の認可を受け、一九九五年六月一日に設立登記を済ませて発足した韓国更生保護公団は、一九六三年以来、全国各地で活動を続けてきた更生保護会の事業と資産を全て継承し、爾来今日に至るまで、全国規模で更生保護事業を推進し、韓国における更生保護事業の中心的存在となっている。一方、この法律には、公団以外でも一定の要件を満たした者は更生保護事業者として認可することができる旨の規定が置かれており、実際に公団以外にも幾つかの更生保護事業者が認可を受け、現在も活動を行っている。

また、保護観察等に関する法律の制定により、観察保護の制度は廃止され、保護観察に一本化されたが、更生保護委員の制度は維持され、更生保護委員は、韓国更生保護公団の下、従来のような保護対象者に対する指導監督ではなく、更生保護基金への出捐や就労先の提供など財政的・物理的な形で更生保護事業を支援するものとした（第七九条）。これに対し、保護観察法で導入された保護観察を担当する民間ボランティアの保護委員は保護善導委員と名称が改められている（第二章第三節）。もともと、一九九五年一二月に行われた刑法改正（法律第五〇五七号）によって宣告猶予者に対する保護観察や執行猶予者に対する保護観察・社会奉仕命令・受講命令、それに仮釈放者に対する保護観察が導入されたため、その施行に併せて、保護観察等に関する法律は一九九六年に全面改正され（法律第五一七八号）、保護観察の対象が成人にまで拡大されるとともに、社会奉仕命令や受講命令の実施に関する規定も整備されているが、更生保護委員と保護善導委員の制度はこの改正によって共に廃止さ

れ、犯罪予防自願奉仕委員に一本化されている(第一八条)。

犯罪予防自願奉仕委員は、法律上、保護観察活動と更生保護事業を共に支援する名誉職の民間ボランティアとされている(第一八条)。しかし、法改正後、犯罪予防自願奉仕委員が主に従事することになったのは保護観察業務の一部と起訴猶予少年に対する少年善導保護であり、更生保護事業への関与は極めて希薄となつてしまつて<sup>(46)</sup>いる。勿論、自立支援や事前面談といった韓国更生保護公団の活動に積極的に参加している犯罪予防自願奉仕委員もいるが、更生保護事業に特化した法律上のボランティア制度がなくなつたことで、韓国更生保護公団が結果的に多くの民間篤志家を失つた事実は否定できない。そのため、韓国更生保護公団では、法律上の根拠をもたない任意団体としての後援会を組織することによつて、従前の更生保護委員に代わるボランティアを募り、更生保護事業への支援を求めている。二一世紀になつてからは、日本の保護司法のような犯罪予防自願奉仕委員に関する法律を制定する作業が一時期進められたものの、結局これが見送られたり、更生保護事業を再び独立した単独立法で規律しようとする動きが見られるなど、更生保護事業を巡る法制度の改革は現在もなお進行中である。

### 三 更生保護事業の法的根拠と概要

#### 1 目的

更生保護の措置と事業の根拠となつて<sup>(47)</sup>いるのが一九九六年二月一二日に成立した保護観察等に関する法律(法律第五一七八号。以下、同法又は単に法という)である。

同法は、「この法は、罪を犯した者であつて、再犯防止のため、保護観察、社会奉仕・受講及び更生保護等体系的な社会内処遇が必要と認められる者に対し指導・援護をすることにより健全な社会復帰を促進し、効率的な

犯罪予防活動を展開することにより、個人及び公共の福祉を増進すると共に社会を保護することを目的とする(傍点―筆者)と規定し(法第一条)、更生保護の措置と事業が、保護観察や社会奉仕命令・受講命令などと並ぶ犯罪者の再犯防止と社会復帰のための社会内処遇の一環であることを明らかにしている。更生保護に関する単独立法であった嘗ての旧更生保護法(一九八六年法・一九九一年法)が、「この法は、更生保護対象者の自立意識を鼓吹し、経済的自立基盤を造成させ、健全な社会復帰を促進することにより再犯の危険を防止する一方、更生保護事業(中略)の健全な育成を企図することを目的とする」(第一条)と、更生保護事業のみの目的を定めていたのとは異なる。

## 2 対象者と要件

更生保護の対象となるのは、「刑事処分又は保護処分を受けた者であつて、自立更生のための宿食の提供、旅費の支給、生業道具・起業資金の支給又は貸与、職業訓練及び就業斡旋等保護の必要性が認められる者」である(法第三条三項)。旧更生保護法が更生保護の対象者を制限的に列挙していたのに対し(旧更生保護法第三条)、現行法は更生保護の対象を広く規定するに至っている。従つて、ここに言う「刑事処分又は保護処分」は広義に解されるべきものであり、刑法が定める懲役、禁錮、罰金、拘留、科料といった刑罰(刑法第四条)や少年法の定める監護委託、短期保護観察、保護観察、短期少年院送致、少年院送致、児童福祉施設等監護委託、病院等委託などの保護処分(少年法第三二条一項)に限らず、社会保護法に基づく保護監護や治療監護といった保安処分としての保護処分(社会保護法第三条)も含まれる。<sup>(48)</sup> 懲役や禁錮といった自由刑の場合は刑の執行を終了した場合(満期釈放)のほか、仮釈放や刑の執行を免除された場合も含まれ、少年院送致の場合は退院・仮退院の区別なく、保護監護と治療監護の場合は仮出所・執行免除や仮終了・治療委託・終了を問わず、更生保護の対象とな

り得る。

刑の執行猶予や宣告猶予を受けた者も、更生保護の対象となる。起訴猶予処分を受けた場合を「刑事処分又は保護処分を受けた場合」に含めるのは文理解釈上困難があるが、旧更生保護法が、「公訴提起の猶予処分を受けた者」が更生保護対象者であることを明文で規定していたことに加え(旧更生保護法第三条四号)、法が更生保護対象者を制限列挙せず、その「範囲を一般化し、拡張し」<sup>49)</sup>たことに鑑みると、これを含むとするのが相当である。

なお、更生保護の対象は保護観察対象者であるか否かを問わない。しかしながら、韓国の実務では、仮釈放対象者などの保護観察対象者が更生保護の対象になることは少なく、更生保護対象者の大半が刑の執行終了者、即ち満期釈放者で占められている。この点に限って見れば、更生保護会(当時)の在会者の多くが更生緊急保護を受けた満期釈放者で占められていた我が国の嘗ての状況と似ているが、韓国の場合、更生保護の希望者は、保護観察中であろうと、更生保護団体に対し直接保護の申請を行うことができ、実際にもそうしたケースが大半を占める点で、我が国の更生緊急保護とは異なる。

保護観察対象者の場合は、保護観察所(保護観察官又は保護観察所長)が援護又は応急救護という援護の措置を行うにあたって韓国更生保護公団又は更生保護事業者に援助又は協力を要請することができることとされていることから、更生保護の措置ではなく、これに拠る方法もある。即ち、法は、保護観察対象者が自助努力をするにあたって、その改善と自立のため必要と認めるときは適切な援護をするものと定め、宿所及び就業の斡旋、職業訓練の機会提供、環境の改善、その他保護観察対象者の健全な社会復帰のために必要な援助を提供するものとして(法第三四条)。また、保護観察対象者に負傷・疾病その他緊急の事由が発生したときには大統領令が定めるところにより必要な救護をすることができる(法第三五条)、その要件として、保護観察等に関する法律施行令

(一九九七年大統領令第一五五九八号)は、疾病・負傷その他緊急の事由の発生で保護観察対象者の生命・身体に重大な危険が予想される場合、保護者又は扶養義務者の扶養能力がなく、救護が不可避である場合、その他応急救護をすることが適切であると判断される場合を掲げている(同第二〇条)。援護又は応急救護は、我が国の応急の救護と援護に相当し<sup>(50)</sup>、保護観察官又は保護観察所の長がそれぞれ行うものとされているが(我が国で言う自庁保護)、保護観察所長は、援護及び応急救護を行うため必要な場合には、国・公立機関のほか、更生保護事業の許可を受けた者(更生保護事業者という)又は韓国更生保護公団その他団体にに対し衣食住の提供その他適切な援助又は協力を要請することができるのである(法第三六条。我が国で言う委託保護)。

更生保護の対象となる者は、以上の「刑事処分又は保護処分」を受け、「保護の必要性が認められる者」である。大統領令は、「更生保護対象者が親族又は縁故者等から援助を受けることができなにか、これらの援助だけでは十分でない場合には、更生保護を行うと定めていることから(大統領令第四〇条)、親族等からの援助を期待できないような場合には保護の必要性が認められないとして更生保護の措置を受けることができない。また、明文の規定はないものの、「保護の必要性」が高度に認められても、加齢や重度の疾病などで自立が期待できない者も更生保護の対象にはならない。更生保護事業の目的が、刑事処分又は保護処分を受けた者の社会復帰を促すことであって(法第一条)、あくまで刑事政策の一環としての一時的な保護であるから、更生保護実施後の自立が全く期待できないものに対しては、社会福祉や医療的措置が優先されるべきであるとする。もともと、後述するように、我が国の更生保護施設とは異なり、更生保護事業者や韓国更生保護公団はこうした自立可能性の低い者についてもできる限り受入れ、しかるのちに福祉団体や医療機関への橋渡しを行っていることは注目される。

### 3 更生保護の実施主体

更生保護事業を行おうとする者は法務部長官の許可を得なければならぬが（法第六七条）、法は、更生保護事業を効果的に推進するため、こうした一般の更生保護事業者の他に、法人たる韓国更生保護公団を設立するものと定めている（法第七一条・七二条）。両者共に民間団体である点では共通しているものの、沿革のところで紹介したように、かつての更生保護会の資産と事業を継承して設立されたのが韓国更生保護公団であり、それ以外の更生保護事業者は、それぞれの信条や方針に基づいて法人を設立し、個々に独立して事業を行っている点で異なる。また韓国更生保護公団が全国に多くの支部と出張所を要する全国組織であるのに対し、現在、活動している更生保護事業者はいずれも宿泊施設を兼ねた一か所の事業所でのみ事業を行っているという違いがある。

更生保護事業者は、(1)更生保護事業に必要な経済力を有していること、(2)許可申請者が社会的信望を有すること、(3)組織及び会計処理基準が公開されていること、の三要件を備えていなければならない（法第六八条）。更生保護事業を許可するときでも、法務部長官は、許可の期間を定めるか、又は必要な条件を付すことができる（法第六七条一項）。更生保護事業者は、毎年、次年度の事業計画と前年度の会計状況及び事業実績を法務部長官に報告することが義務づけられており（法第六九条）、もし更生保護事業者が、(a)不正な方法で更生保護事業の許可を得たとき、(b)更生保護事業の許可条件に違反したとき、(c)事業目的外の事業をしたとき、(d)更生保護事業の許可を得た後正当な理由無く六月以内に更生保護事業を開始せず、又は一年以上更生保護事業の実績がないとき、(e)次年度の事業計画並びに前年度の会計状況及び事業実績を法務部長官に報告しないとき、(f)この法律又はこの法律による命令に違反したとき、には許可を取消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる（法第七〇条）。なお、韓国更生保護公団及び更生保護事業者以外の者は、それぞれ韓国更生保護公団若しくは更生保護会又はこれと類似した名称を用いることはできない（法第九八条）。

更生保護事業者及び韓国更生保護公団は、法務部長官の指揮・監督を受ける（法第九七条一項）。法務部長官は、監督上必要なときには、事業者及び公団に対し業務に関する事項を報告させ、又は資料の提出その他必要な命令をすることができるし（同第二項）、法務部所属の公務員に事業者又は公団の運営実態を調査させることもできる。また、国家又は地方自治団体は事業者又は公団に対し補助金を交付することができる（法第九四條）、租税減免規制法及び地方税法の定めるところに従い、国税又は地方税を減免することもできる（法第九五條）。更生保護事業者が、法の定める命令に違反したり、更生保護事業の目的に反し営利行為を行った場合は刑事処罰の対象となり、また更生保護事業者でない者が更生保護事業の名目で営利行為を行ったり、韓国更生保護公団や更生保護会ほかこれと類似の名称を用いた場合も刑罰が予定されている（法第九九條）。

このように韓国では、法務部長官から許可を受けた更生保護事業者と韓国更生保護公団が更生保護措置の本来的な実施主体となっており、我が国の更生緊急保護のように「国の責任において、行」い（犯罪者予防更生法第四八條の第二項）、更生保護事業を営む者に「委託して行う」ものとされているとは異なる。従って、手続上も、更生保護の対象者や関係機関は、事業者や公団に直接更生保護の申請を行うことができる（法第六六條一項）。

#### 4 更生保護の措置

更生保護の措置は、法律上、(1)宿泊の提供、(2)旅費の支給、(3)生業道具・起業資金の給・貸与、(4)職業訓練及び就業斡旋、(5)自立支援、(6)前記(1)乃至(5)の保護に付随する善行指導から成り（法第六五條一項）、その具体的な内容は大統領令が定めるものとされている（同第二項）。

まず宿泊の提供は、更生保護事業者や韓国更生保護公団が有する生活館などの宿泊施設に対象者を居住させ、

食事や衣服等を支給すると共に精神教育を行うものである(大統領令第四一条一項)。法令上は「宿食提供」と呼ばれるが、韓国の場合、宿泊には当然に食事の提供も含まれることから、本稿では食事の提供を含めた意味で単に「宿泊提供」又は「宿泊保護」と呼ぶことにする。宿泊提供の期間は六月を超えることができない。但し、必要と認めるときには六月の範囲で一回に限り延長することができる(同二項)。韓国更生保護公団では、財政上の理由から、二〇〇一年一月より一次的に保護期間を原則六月、延長は一回三月(合計九月)に短縮していたが、二〇〇四年までに再び元の六月プラス六月の運用に戻している。なお、大統領令では、宿泊の提供を行った場合、対象者から必要最小限の費用を徴収することができることになっているが(同三項)、こうした費用の徴収は現実には行われていない。

職業訓練は、更生保護対象者に対し就業に必要な技能訓練と精神教育を行うものであり、就業斡旋は、職場を斡旋すると共に、必要な場合には身元保証を行うものである(大統領令第四四条一項・第四五条)。職業訓練については職業訓練機関に委託して行うことができるとされており(同第四四条二項)、実際にも、更生保護団体が直接、職業訓練を行うことはなく、公立や私立の職業訓練専門学校で対象者を学ばせ、その費用を負担するのが一般的な方法である。自立支援は、社会福祉施設への委託斡旋、戸籍取得、住民登録、結婚周旋、無縁故者縁組及び医療補助など更生保護対象者の自立のために必要な支援を行うものとされており(大統領令第四六条)、実務でも様々な支援が専ら非予算措置として実施されている。

法に規定されている更生保護措置のうち旅費の支給は、更生保護対象者に実家や就業先といった目的地までの交通費や必要経費を支給し、必要であれば、衣服を支給するもので(大統領令第四二条)、また生業道具・起業資金の給・貸与は、自立のため最小限の生業道具又は企業資金(品)を支給するか、貸与するものである。しかし、韓国更生保護公団においては、この旅費支給と生業道具・起業資金の給・貸与は、共に二〇〇一年一月一日をも

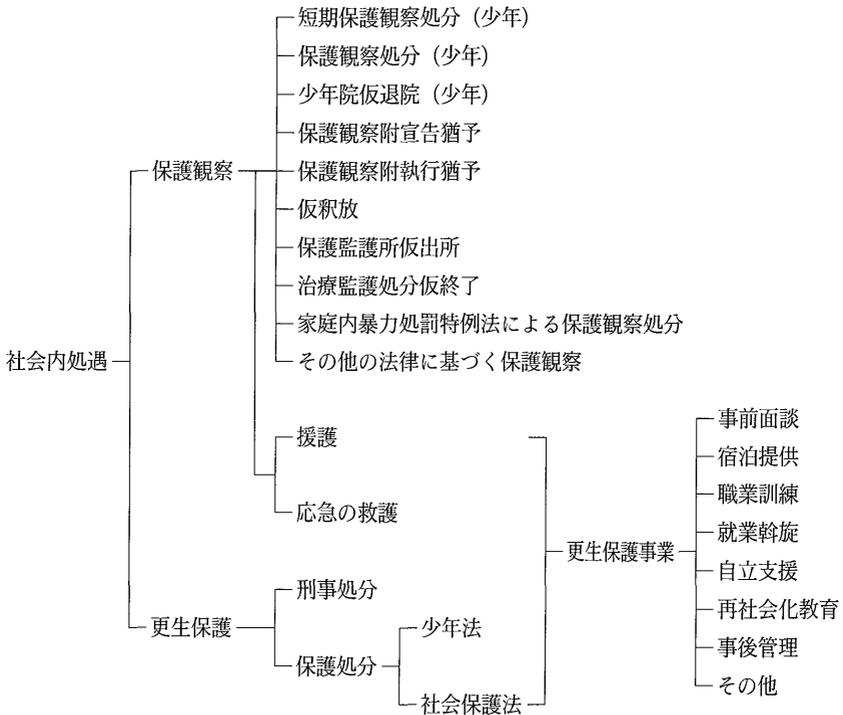
って廃止されている<sup>(53)</sup>。政府及び公団の財政事情が廃止の理由とされているが、旅費の支給については矯導所が同種の業務を導入したことが直接の原因であり、生業道具については、就労構造の変化により従来のような生業道具（例えば、リアカーなど）の支給が現実にくぐわず、事実上、死文化していた<sup>(54)</sup>ということのほか、資金の給・貸与については、事業を始めるには金銭的に不十分なうえ、対象者による浪費の問題もあったからであるとされている。

善行指導は更生保護対象者に対する日常的な監督・指導全般を指すが、特に韓国更生保護公団では更生保護の措置を受けた者に対するアフター・ケアとしての事後管理を行っている。このほか公団では、法令にこそ明文の規定はないが、再社会化教育や事前面談などの事業を行っており、他の更生保護事業者についても独自の活動を展開している。

## 5 申請及び措置の実施

更生保護の措置を受けようとする者又は関係機関は、保護観察所長、更生保護事業者又は韓国更生保護公団に更生保護の申請をすることができる（法第六六条一項）。更生保護の申請先に保護観察所も含まれているが、一般的に更生保護の希望者は更生保護事業者又は韓国更生保護公団に対し直接更生保護の申請を行っており、保護観察所に対して更生保護の申請を行うことは殆どないと言ってよい。それは、現在、韓国更生保護公団の職員又は民間篤志家（後援会員又は犯罪予防自願奉仕委員）が管轄内の刑事施設や少年施設を定期的に訪問し、収容者に更生保護事業の紹介と更生保護の申請希望を確認する事前面談を行った後、更生保護の希望者にはそのまま申請を行わせているという事情があるからである。更生保護事業者でも、大規模なところは、職員が施設で更生保護事業に関する案内を行っていることから、状況は殆ど変わらない。保護観察対象者が保護観察所に更生保護の申請

図2 韓国の社会内処遇における更生保護（事業）の位置付け



を行うこともできるが、前述したように、韓国では現在まで保護観察対象者が更生保護の措置を受けることは少ない。それには、そもそも仮釈放率が三〇%強と低いことから仮釈放による保護観察対象者が少なく、日本にはない成人仮釈放に対する保護観察要審査制度もあって、仮釈放対象者の多くが保護観察に付されていないという韓国の事情に加え、仮釈放率からして引受環境などが厳正に審査されているとすれば、仮釈放対象者には引受人がいるなど更生保護の必要性がなく、また日本のように更生保護施設への帰住を前提とした仮釈放を許可するような運用もないことが関係しているものと思われる。

なお、施設収容中には更生保護を希望せず、刑の執行を終えた後、社会生活を送るなかで更生に支障が生じ、保護が必

要となった場合に、事業者や公団に申請を行うことも可能であるし、実際にそうしたケースもある。

更生保護の申請がなされると、申請を受理した者は、遅滞なく、保護の必要性と保護する方法について決定しなければならない(法第六六条二項)。即ち、刑事処分又は保護処分の対象者であるか否か、本人の居住・就労・所得状況・親族等による援助の有無などから保護の必要性と自立可能性を総合的に判断し、保護の必要があると思料する場合には、その具体的な方法を決定した上で、遅滞なく、必要な措置を取らなければならない(第六六条)。

(1) 宮澤浩一「日本における最近の更生緊急保護の動向について」法学研究六九卷一号(一九九六)一一頁以下、同「更生保護施設における社会復帰処遇について」犯罪と非行一三二号(二〇〇二)二七頁以下。

(2) 例えば、柿澤正夫「二一世紀の新しい更生保護施設を目指すトータル・プラン」罪と罰三七卷四号(二〇〇〇)七四頁以下、「特集―更生保護振興(課)元年―トータル・プラン」更生保護と犯罪予防三四卷三号(二〇〇一)七三頁以下、滝田裕士「更生保護施設の処遇機能充実化のための基本計画」犯罪と非行一二八号(二〇〇一)二〇五頁以下、法務省保護局「更生保護施設ステップアップ・プロジェクト事例集―更生保護施設の処遇機能充実化を目指して―(二〇〇一)」、「特集―更生保護施設新時代」更生保護五二卷六号(二〇〇二)六頁以下、寶金邦子「更生保護施設の処遇強化のための基本計画」の進展」罪と罰三九卷一号(二〇〇一)七六頁以下、「特集―更生保護施設」犯罪と非行一三二号(二〇〇二)二七頁以下、「特集―更生保護の現状と課題」法律のひろば五五卷五号(二〇〇二)一二頁以下、岸規子「更生保護施設の処遇機能の充実強化等を図る―更生保護事業等の一部を改正する法律」時の法令一六八〇号(二〇〇二)二九頁以下、法務省保護局「更生保護施設ステップアップ・プロジェクト事例集(最終報告書)』(二〇〇三)参照。

(3) 更生保護に関する論稿には、差し当たり以下のようなものがある。朴在允「우리 나라 更生保護制度의 改善方 向―保護觀察制度의 導入을 促求하며」사법행정一五卷三号(一九七四)八三―八八면、鄭周澤「出所者の 社会適 應에 관한研究」立法調査月報一三八五(一九八四)一五―二五면、金秀吉「우리 나라 更生保護制度에 관한 研究」

- 제주대논문집 (사회과학편) 二〇집 (一九八五) 三九一六一면, 조창희 「更生보호제도에 관한 사회학적 연구」 清州大學生活研究 一一二호 (一九九〇) 三五—五九면, 鄭鎮連 「更生保護에 관한 연구—全文改正된 保護觀察에 관한 法律을 中心으로」 矯正研究五호 (一九九五) 一九三—二六六면, 金秀吉 「更生保護事業의 活性化方案」 法과政策 (濟州大學校法과政策研究所) 二二호 (一九九六) 五九—七八면, 정지만 「교정사회복지에 있어서 更生보호제도 활용에 관한 연구」 대구미래대학論文集一八호 (二〇〇〇) 三三—三五〇면, 宋廣燮 占承憲 「更生保護制度의 活性化方案」 『袖一堂吳宣娃教授定年記念論文集—韓國刑事法學의 새로운 地平』 蜚雪出版社 (二〇〇一) 五八九—六一五면, 洪奉銑 「出所者福祉 增進과 更生保護事業의 活性化方案」 矯正研究一四〇 (二〇〇二) 一四三—一七五면.
- (4) 韓國刑事政策研究院による調査に, 이정수 등 『更生보호사업의 실태와 활성화 방안』 한국형사정책연구원 (一九九〇) があり, また韓國更生保護公団の幹部職員による内部調査として, 박석우 『更生보호제도에 관한 연구』 (二〇〇二) がある。
- (5) 韓國の更生保護施設については, 法務省保護局 (太田典子) 『諸外国の更生保護制度 (六) 大韓民国の更生保護』 (二〇〇四) 一一九—一二七頁で制度と最新の状況が紹介されているほか, 堀内國宏 「大韓民国」 『アジアの刑事司法』 有斐閣 (一九八八) 三九頁以下, 西川克行 「韓国及びフィリピンにおける施設内処遇と社会内処遇の実情」 罪と罰二八巻三号 (一九九一) 五五頁以下, 原沢和茂 「大韓民国との交流」 更生保護四九巻一二号 (一九九八) 三〇頁以下, 山田憲児 「韓國の更生保護管見」 更生保護五二巻五号 (二〇〇一) 四七頁以下にも言及がある。但し, 西川論文では更生保護会を法務部所属の國家機関であると紹介しているが, そうした事実は当時についてもない。
- (6) 日本の更生保護事業を巡る筆者の見解については, 太田達也 「更生保護施設における処遇機能強化の課題と展望」 犯罪と非行一三二号 (二〇〇二) 三九頁以下で, その一部を明らかにしたことがある。
- (7) 朝鮮總督府法務局行刑課 『司法保護事業に就て』 (一九二五) 七頁。
- (8) 김정희 「한국更生보호공단의 발자취를 찾아서 제1부…更生보호회 이후부터 현재까지」 更生보호二二二호 (二〇〇一) 七면。
- (9) 朝鮮總督府法務局行刑課・前掲注(7)二頁, 一三頁。
- (10) 權仁縞 『行刑史』 國民書館 (一九七三) 四二三頁以下。

- (11) 朝鮮總督府 『明治四十四年度朝鮮總督府統計年報』(一九一三) 七七七頁。
- (12) 朝鮮總督府 『大正五年度朝鮮總督府統計年報』(一九一八) 七八〇―七八一頁。
- (13) 朝鮮總督府・前掲注(12) 七八六―七八七頁。
- (14) 朝鮮總督府 『朝鮮總督府統計要覽』(一九二五) 二二七頁。
- (15) 朝鮮總督府法務局行刑課・前掲注(7) 二五一―一六頁。
- (16) 김정희・전계(8) 八면。
- (17) 安平政吉 『刑事政策概論』 立花書房(一九四八) 一九六頁。 朝鮮總督府法務局行刑課・前掲注(7) 一頁以下。
- (18) 朝鮮總督府法務局行刑課・前掲注(7) 四一六頁。
- (19) 朝鮮總督府法務局行刑課・前掲注(7) 一〇―一一頁。
- (20) 朝鮮總督府 『昭和一三年朝鮮總督府統計年報』(一九四〇) 四二八―四二九頁。
- (21) 朝鮮總督府法務局行刑課・前掲注(7) 二二―二三頁。
- (22) 高橋猛編 『昭和一七年度朝鮮年鑑』 京城日報社(一九四二) 四八七頁。
- (23) 高橋猛編・前掲注(22) 四七五―四七六頁。
- (24) 김정희・전계(8) 八면。
- (25) 朝鮮總督府 『昭和一七年度朝鮮總督府統計年報』(一九四四) によれば、一九四二年末の「釈放者保護事業団体」数は二六団体とされ、保護人員は、一九四一年が一万六、一四三名(内、收容保護七九九名、觀察保護二、九三九名、一時保護一万二、四〇五名)、一九四二年が九、八二五名(收容保護八八六名、觀察保護三三四名、一時保護八、六一五名)となっている。
- (26) 김정희・전계(8) 一一면。
- (27) 朝鮮司法保護規則第四十六條及第五十五條ノ通知ニ關スル件(昭和四十七年八月二十六日法務局長通牒)。朝鮮總督府法務局 『朝鮮司法保護事業關係法規(其ノ一)』(一九四三) 四八―五二頁。
- (28) 김정희 「한국更生보호공단의 발자취를 찾아서 제 二부..更生보호회 이후부터 현재까지」 『更生보호』二三호(二〇〇一) 五면。

- (29) 법무부 『법무백서단기 四二九〇』 (一九五八) 六二—六九면.
- (30) 김정희・전계(28) 一〇면에 一九五四年と一九五七年の司法保護会の活動統計がある。
- (31) 김정희・전계(28) 五면.
- (32) 한국更生보호공단 : 연혁' <http://www.mojra.or.kr/history/hil.htm> (二〇〇三年一月二七日).
- (33) 김정희・전계(28) 五一—六면.
- (34) 김정희・전계(28) 六면. この中央更生保護指導会の設置以前にも、法務部長官の監督下に中央司法保護会なる機関が設置されていたとされるが、詳細は不明である。当時の更生保護会の理事も地方検察庁検事長(日本の検事正に相当)、地方裁判所所長、道知事(又はソウル特別市長)、刑務所長などが兼務し、また更生保護所長も地方検察庁の次長検事が兼務していたが、こうした更生保護団体の役員に官職が就く例は、司法保護事業令時代の司法保護会や司法保護委員会から既に見られる。
- (35) 朴在允・前掲注(3) 八五면.
- (36) 金秀吉(一九八五)・전계(3) 四五면、李武雄 『保護觀察制度論』 豊南(一九九一) 一三七면は、一九六三年の更生保護法改正により更生保護制度が国家的次元で発展することができるようになったとしているが、これは楊寅鶴「韓國更生保護制度의 問題點에 對한 考察」 漢陽大學校論文集八集(一九七四) 二二二—二二三면の見解に基づく。
- (37) 一九八一年一月二七日に訓令「保護觀察試驗實施指針」が定められている。鄭周泳 『保護觀察法論』 海洋文化社(二〇〇〇) 二一四—二二二면.
- (38) 法務研修院 『犯罪白書一九八四』 (一九八四) 二〇六—二〇八면、李泰彦 「保護觀察制度研究」 釜北外大社會科學叢書三輯(一九八七) 一六〇—一六三면.
- (39) 金秀吉(一九八五)・전계(3) 五一—五三면.
- (40) 法務研修院・전계(38) 二〇八면.
- (41) 法務研修院 『犯罪白書一九八五』 (一九八五) 一八五면.
- (42) 김정희・전계(28) 一〇—一一면.
- (43) 法務研修院 『犯罪白書一九九〇』 (一九九〇) 二八〇면. しかし当時の更生保護委員は、本来の業務遂行能力よ

り知名度を基準として選考・委嘱していたため、委員が公務員や事業家に集中し、その結果、対象者の精神的教化より、職業輔導や経済的扶助などの物理的支援に依存しがちであったことが指摘されている。金秀吉(一九八五)・전계(3)六二面、李泰彦・전계(38)一八三면。

(44) 法務研修院・전계(43)二七六面。これに対し、同じ一九八九年末の段階で、更生保護委員は一万七三〇名が委嘱されている。当時の保護委員については、李武雄・전계(36)一六二―一六六面に詳しい。

(45) 更生保護会の記録に拠る限り、観察保護は保護観察法施行後も行われている。しかし、保護観察制度の施行により観察保護の実効性が問題とされるようになり、事実上行われていなくなつたとする指摘がある。鄭鎮連・전계(3)一九六、二二三면。しかし、鄭鎮連教授は更生保護対象者に対する指導監督の観点から観察保護制度を復活させるべきであるとする。

(46) 法務省保護局(太田典子)・前掲注(5)二五―二六頁。なお、少年善導保護とは、犯罪予防自願奉仕委員による指導監督に付すことを条件として犯罪少年を起訴猶予処分にする制度で、一九八一年の法務部訓令に基づく。保護観察等に関する法律制定以前は、少年善導委員と呼ばれる民間篤志家が担当していたが、同法制定を契機に犯罪予防自願奉仕委員に統合された。

(47) 同法は、一九九六年末に成立した行政手続法との関連で一九九七年に一部改正が(一九九七年一月一三日法律第五四五三号)、また検察庁の組織改革関連での改正が二〇〇四年一月に行われている(二〇〇四年一月二〇日法律第七〇七八号)。

(48) 刑の性質上、死刑確定者は更生保護の対象にはなりえないが、恩赦―韓国では赦免―の対象となつた場合には更生保護の対象となり得る余地はあると思われる。

(49) 김정희 「한국更生보호공단의 발달취를 찾아서 제 三부 ..更生보호회 이후부터 현재까지」 更生보호二四号(二〇〇一)一一二면。

(50) 我が国の応急の救護は第一、二、三号観察対象者に対する措置で、援護が四号観察対象者に対する措置であるのに対し、韓国の援護と応急救護は要保護性の内容と緊急性の程度による区分であり(応急救護は傷病の場合が多い)、両国の各制度が対応関係にあるのではないことに注意する必要がある。

(51) 韓国の場合、矯導所からの仮釈放対象者は、仮釈放期間中、原則として保護観察に付されるが、仮釈放の審査を行う仮釈放審査委員会とは別の保護観察審査委員会が保護観察要否審査を通じて保護観察が必要ないと思料するときには保護観察に付さないことができる。残刑期間が三月未満の者や抗命罪(軍の命令違反)有罪者などを中心に仮釈放対象者の七割近くが保護観察に付されていない。法務省保護局(太田典子)・前掲注(5)八九―一〇〇頁。

(52) 김정희・전계(49)一一면。

(53) 김정희・전계(49)一三면。

(54) 김정희・전계(28)八면。

(55) 法務研修院『犯罪白書二〇〇三』(二〇〇三)二六四면。